



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

News Release

ニッセイアセットマネジメント株式会社

2025年9月9日



当社初のETFが10月1日、東証へ上場

「ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト（為替ヘッジなし）」
新規上場のお知らせ

ニッセイアセットマネジメント株式会社(社長：大関 洋)は、S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）に連動する上場投資信託（ETF）「**ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト（為替ヘッジなし）**」<証券コード：426A>を新たに設定し、東京証券取引所に上場します。設定・運用開始は9月29日、上場は10月1日の予定です。

S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）は、米国の代表的な株価指数S&P500を、すべての銘柄を同じ比重で組み合わせた指数です。特定の大企業に偏ることなく、米国株式市場の様々な会社の成長を幅広く取り込めるため、じっくりと資産を育てたい投資家の皆様の頼もしいパートナーになると考えています。

また、このファンドは投資家の皆様のご負担を少しでも軽減するため、相対的に安い信託報酬でご利用いただけます。

またNISAの成長投資枠でもお使いいただけます（お取扱いは販売会社によって異なりますので、お気軽に各販売会社にお尋ねください）。

銘柄名	ニッセイETF S&P500イコール・ウェイト（為替ヘッジなし）		
銘柄コード	426A	信託報酬率（税込）	年0.206%
連動対象指標	S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）		
決算回数	年2回	決算日	毎年1月27日、7月27日
NISA	成長投資枠の対象		
上場日	10月1日（水）		

この件に関するお問い合わせは

広報室

〒100-8219 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

Tel.03-5533-4037

<https://www.nam.co.jp/>

ひたむきにその先を見つめ、より良い未来へつなぐ

— A Good Investment for the Future —



■ファンドの特色

① S & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

- 信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させる投資成果をめざし、米国の株式等を主要投資対象とするE T F（上場投資信託証券）に投資します。

S & P 500イコール・ウェイト指数とは

S & P 500イコール・ウェイト指数とは、米国の代表的な株価指数であるS & P 500指数に採用されている500銘柄について、そのウェイトが均等になるように調整された指数です。採用銘柄の日々の時価変動等により各銘柄のウェイトにずれが生じますが、ウェイトを均等にするための調整は四半期毎に実施されます。

なお、S & P 500指数は、S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所などに上場および登録されている500銘柄の時価総額で加重平均し指数化したものです。

② 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

● S & P 500イコール・ウェイト指数の著作権等について

S & P 500イコール・ウェイト指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJII」）の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「DowJones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJII、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切の責任を負いません。なお、S & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）とは、S & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み）をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

■お申込みメモ（取引所を通してお取引されるお客さま向け）

上場市場	東京証券取引所
設定日（上場日）	2025年9月29日（2025年10月1日）
信託期間	無期限
決算日	1・7月の各27日 ● 初回決算日は、2026年1月27日とします。
ベンチマーク	S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）
取引所における取引単位	1口単位

■ファンドの費用（取引所を通してお取引されるお客さま向け）

取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用		
売買取手手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買取手手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの純資産総額に年率0.066%（税抜0.06%）をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>ファンドが実質的な投資対象とするETF</p> <p>実質年率0.14%程度※※</p> <p>※ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は年率0.2%程度ですが、このうち年率0.06%は当ファンドに対して払戻されるため、実質的な管理報酬率は年率0.14%程度となります。</p> <p>●ファンドが実質的な投資対象とするETFの管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社から知り得る情報に基づくものであり、上記の料率は今後変更となる場合があります。また、今後投資対象とするETFを見直す際には、新たなETFの管理報酬率が適用されるため、上記の料率は変更となる場合があります。</p>
	実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に年率0.206%（税込）程度をかけた額となります。</p> <p>●上記は目安であり、次の場合には投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドが実質的な投資対象とするETFへの投資割合が変わる場合 ・上記の投資対象とするETFの管理報酬率が変更となる場合 ・投資対象とするETFを見直し、別のETFに入替える場合 等
	その他の費用・手数料	<p>次の費用・手数料等については、ファンドからご負担いただきます。なお、これらの費用・手数料（監査費用、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標の使用料を除きます）は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用として、日々のファンドの純資産総額に年率0.0022%（税抜0.002%）をかけた額（ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用） ・S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標（これに類する商標を含みます）の使用料として、日々のファンドの純資産総額に年率0.02%（上限）をかけた額。ただし、年間75万円を下回る場合は75万円とします（料率・金額：有価証券届出書提出日現在） ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社等から一時的に資金を借入れた場合（立替金も含みます）に発生する利息 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払う費用 等 <p>●上記の費用・手数料等については、ファンドが実質的な投資対象とするETFにおいても発生するものがあります。また、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>上記のほか、受益権の上場にかかる次の費用についてもファンドからご負担いただきます（料率：有価証券届出書提出日現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場料：新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）
随時	その他の費用・手数料	<p>次の費用・手数料等については、ファンドからご負担いただきます。なお、これらの費用・手数料（監査費用、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標の使用料を除きます）は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用として、日々のファンドの純資産総額に年率0.0022%（税抜0.002%）をかけた額（ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用） ・S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標（これに類する商標を含みます）の使用料として、日々のファンドの純資産総額に年率0.02%（上限）をかけた額。ただし、年間75万円を下回る場合は75万円とします（料率・金額：有価証券届出書提出日現在） ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社等から一時的に資金を借入れた場合（立替金も含みます）に発生する利息 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払う費用 等 <p>●上記の費用・手数料等については、ファンドが実質的な投資対象とするETFにおいても発生するものがあります。また、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>上記のほか、受益権の上場にかかる次の費用についてもファンドからご負担いただきます（料率：有価証券届出書提出日現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場料：新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

⚠ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。詳しくは、投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。

■お申込みメモ（購入・換金申込されるお客さま向け）

購入価額	<p>①当初申込期間：1口当り1円とします。</p> <p>②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>● 基準価額は、100口当りで表示されます（以下同じ）。</p>
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
申込不可日	<p>申込日が次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の申込みの受け付けを行いません。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、委託会社の判断により購入・換金の申込みを受け付けることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日 ・決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して4営業日以内）
購入の申込期間	<p>①当初申込期間：2025年9月25日から2025年9月26日まで</p> <p>②継続申込期間：2025年9月29日から2026年10月27日まで</p> <p>● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>
信託期間	無期限（設定日：2025年9月29日）
繰上償還	<p>・次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。</p> <p>① 当ファンドの投資対象であるマザーファンドにおいて、運用方針にそった適切なETFが市場に存在しなくなり、当ファンドの運用の継続が困難と委託会社が判断した場合</p> <p>② 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>③ S & P 500 イコール・ウェイト指数（配当込み）が廃止された場合</p> <p>④ S & P 500 イコール・ウェイト指数（配当込み）の計算方法の変更等にもなって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合</p> <p>・2028年9月30日以降に、受益権の口数が100万口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。</p>
決算日	<p>1・7月の各27日</p> <p>● 初回決算日は、2026年1月27日とします。</p>
課税関係	<p>課税上は上場証券投資信託として取扱われます。</p> <p>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。</p> <p>詳しくは、販売会社にお問合せください。</p>

■ファンドの費用（購入・換金申込されるお客さま向け）

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ● 詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	換金（買取）時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ● 詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に年率0.066%（税抜0.06%）をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
		<p>ファンドが実質的な投資対象とする E T F</p> <p>実質年率0.14%程度※※</p> <p>※ファンドが実質的な投資対象とする E T F の管理報酬率は年率0.2%程度ですが、このうち年率0.06%は当ファンドに対して払戻されるため、実質的な管理報酬率は年率0.14%程度となります。 ● ファンドが実質的な投資対象とする E T F の管理報酬率は、本書作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、上記の料率は今後変更となる場合があります。また、今後投資対象とする E T F を見直す際には、新たな E T F の管理報酬率が適用されるため、上記の料率は変更となる場合があります。</p>
		<p>実質的な負担</p> <p>ファンドの純資産総額に年率0.206%（税込）程度をかけた額となります。 ● 上記は目安であり、次の場合には投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は変動します。 ・ファンドが実質的な投資対象とする E T F への投資割合が変わる場合 ・上記の投資対象とする E T F の管理報酬率が変更となる場合 ・投資対象とする E T F を見直し、別の E T F に入替える場合 等</p>
随時	その他の費用・手数料	<p>次の費用・手数料等については、ファンドからご負担いただきます。なお、これらの費用・手数料（監査費用、S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標の使用料を除きます）は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>・監査費用として、日々のファンドの純資産総額に年率0.0022%（税抜0.002%）をかけた額（E T F は外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用）</p> <p>・S & P 5 0 0 イコール・ウェイト指数（配当込み）についての商標（これに類する商標を含みます）の使用料として、日々のファンドの純資産総額に年率0.02%（上限）をかけた額。ただし、年間75万円を下回る場合は75万円とします（料率・金額：有価証券届出書提出日現在）</p> <p>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料</p> <p>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用</p> <p>・受託会社等から一時的に資金を借入れた場合（立替金も含まれます）に発生する利息</p> <p>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払う費用 等</p> <p>● 上記の費用・手数料等については、ファンドが実質的な投資対象とする E T F においても発生するものがあります。また、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>上記のほか、受益権の上場にかかる次の費用についてもファンドからご負担いただきます（料率：有価証券届出書提出日現在）。</p> <p>・新規上場料：新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）</p> <p>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）</p> <p>・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）</p>

① 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません
詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■投資リスク

- 当ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をS & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の変動率に一致させることを目標に運用しますので、S & P 500イコール・ウェイト指数（配当込み、円換算ベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- **ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**
- 当ファンドの基準価額の主な変動要因としては、「株式投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

■その他の留意点

- 次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。
 - ・当ファンドの投資対象であるマザーファンドにおいて、運用方針にそった適切なETFが市場に存在しなくなり、当ファンドの運用の継続が困難と委託会社が判断した場合
 - ・受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ・S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み）が廃止された場合
 - ・S&P500イコール・ウェイト指数（配当込み）の計算方法の変更等にもなると、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合
- 有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。
- ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。
- ファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けした換金の申込みの受付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■ご留意いただきたい事項

<ご投資にあたっての留意点>

- 当資料は、ETFに関連する情報および運用状況等についてお伝えすることを目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものです。
- 金融商品取引法等に基づく開示資料ではありません。また、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。

<ETFに関する留意点>

- ETFはリスクを含む商品です。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のものとなります。元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ETFは値動きのある有価証券等に投資します（また、外国証券に投資するファンドには為替変動リスクもあります。）ので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ETFは保険契約や金融機関の預金と異なり、保険契約者保護機構、預金保険の対象となりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払い対象にはなりません。
- 株式または金銭の拠出により当ETFの取得（応募、追加設定）をする場合には、販売会社（指定参加者）より必ず投資信託説明書（交付目論見書）をお受け取りになり、内容をご確認の上ご自身でご判断ください。
- ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- 金融商品取引所における取引価格と当サイト掲載の基準価額は異なります。金融商品取引所における価格情報等については、売買をお申込みになる証券会社にお問い合わせになるか、ETFが上場する金融商品取引所のウェブサイト等をご覧ください。

<当資料に関する留意点>

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なしに変更されることがあります。
- 当資料のグラフ・数値等はいくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

■設定・運用

商号：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号

加入協会

一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>